

第4回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年1月28日(水) 午後2時～
場 所 渋川プリオパレス

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第4回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年1月28日(水) 午後2時～
場 所 渋川プリオパレス

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

議案第13号	協議項目 7 「地方税の取扱いに関すること」	1
議案第14号	協議項目 8 「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」	3
議案第15号	協議項目 15 「特別職等の身分の取扱いに関すること」	5
議案第16号	協議項目 17 「使用料、手数料等の取扱いに関すること」	7
議案第17号	協議項目 18 「公共的団体等の取扱いに関すること」	9
議案第18号	協議項目 19 「補助金、交付金等の取扱いに関すること」	11
議案第19号	協議項目 20 「付属機関等の取扱いに関すること」	13

4 その他

(1) 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について (協議組織案等について)	15
(2) 次回会議の協議項目について	21
(3) 次回会議日程について	23

5 閉 会

協議項目7「地方税の取扱いに関すること」

協議項目7「地方税の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

地方税の取扱い

1 個人市民税

- (1) 個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率（年額2,500円）を採用する。
- (2) 個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。
- (3) 個人市民税の納期は、地方税法の定めるところにより調整を図る。

2 法人市民税

法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。
ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。

3 固定資産税

- (1) 税率については、伊香保町の例による。
- (2) 納期については、地方税法の定めるところにより調整を図る。

4 軽自動車税

- (1) 税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橘村の例による。
- (2) 納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橘村の例による。

5 たばこ税

たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

6 入湯税

- (1) 税率は、伊香保町の例による。
ただし、日帰り休憩（50円）を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。
- (2) 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

7 鉱産税

鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。

8 都市計画税

- (1) 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。
- (2) 納期については、固定資産税の納期による。

協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」

協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 4 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。
- 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関すること」

協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

特別職等の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、関係法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。
- 4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関すること」

協議項目17「使用料、手数料等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

使用料、手数料等の取扱い

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。
- 2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」

協議項目18「公共的団体等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

- 1 6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- 2 6市町村に共通している団体で、統合に時間要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関すること」

協議項目19「補助金、交付金等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後、速やかに調整するものとする。

- 1 6市町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、団体の意向、協力を求めつつ、統合等の推進を考慮し調整する。
- 2 各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整する。
- 3 6市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整する。
- 4 各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて、新市全体の均衡を保つよう調整する。
- 5 整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

協議項目20「付属機関等の取扱いに関すること」

協議項目20「付属機関等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮治一

付属機関等の取扱い

- 1 同種の付属機関等については、統合するものとする。
- 2 6市町村独自に設置されている付属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。

4 その他

(1)「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について

協議組織案

ア 小委員会を設置して協議する。

(ア)規 程 協議会規約第11条に基づく小委員会設置規程の承認
(イ)構成案 3号委員・・各市町村1名
4号委員・・" " } 計13名
5号委員・・1名 } 計13名

イ 議長連絡会あるいは3号委員連絡会等で協議する。

(ア)規 程 設置要綱等の承認
(イ)構成案 各市町村3号委員 18名
5号委員 3名 } 計21名

ウ 第三者機関を設置して協議する。

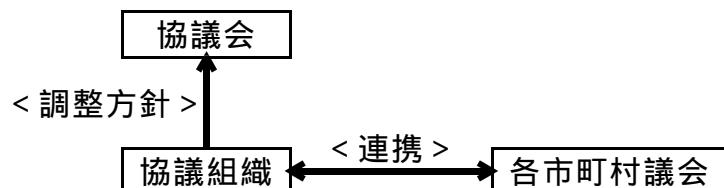
(ア)規 程 設置要綱等の承認
(イ)構成案 住民代表
学識経験者 } 計10～15名程度
各種団体代表者等 } 計10～15名程度

協議組織の役割

ア 協議事項

(ア)新市の議員の定数
(イ)特例措置の適用の可否
(ウ)特例措置適用の場合の選択及び内容
(エ)選挙区の設置の可否
(オ)議員報酬等

イ 協議会等との関わり



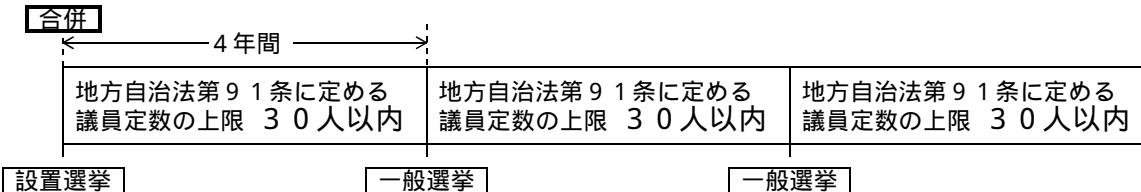
1 市町村の現況

渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
議員の定数 法定 26人 条例 22人 現員 22人	議員の定数 法定 16人 条例 14人 現員 14人	議員の定数 法定 14人 条例 10人 現員 10人	議員の定数 法定 22人 条例 16人(次回一般選挙から) 現員 18人	議員の定数 法定 22人 条例 16人 現員 16人	議員の定数 法定 22人 条例 16人 現員 16人
任期 平成15年4月30日から 平成19年4月29日まで	任期 平成12年10月8日から 平成16年10月7日まで	任期 平成15年2月7日から 平成19年2月6日まで	任期 平成12年10月8日から 平成16年10月7日まで	任期 平成13年9月1日から 平成17年8月31日まで	任期 平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで
人口(H12国勢調査) 48,761人	人口(H12国勢調査) 4,077人	人口(H12国勢調査) 2,140人	人口(H12国勢調査) 11,961人	人口(H12国勢調査) 12,555人	人口(H12国勢調査) 10,301人

2 合併特例法等の対照

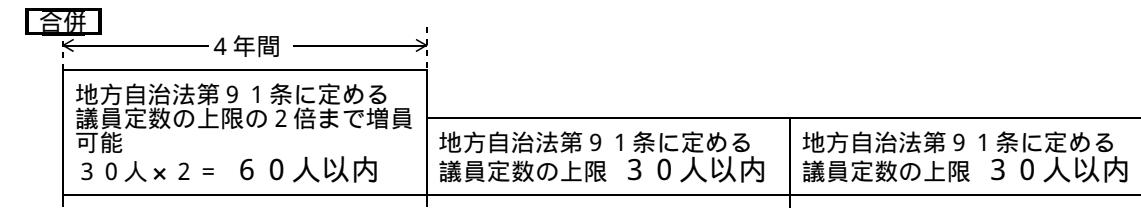
(1) [一般原則]

- ・合併時点で6市町村の全議員は失職
- ・合併後50日以内に新しく算定された定数に基づき議会の設置選挙を行う。



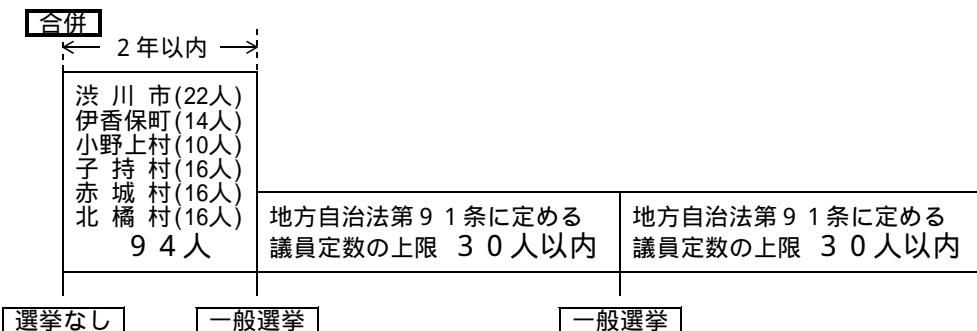
(2) [定数特例(法第6条1項)]を選択する場合

- ・合併時点で合併6市町村の全議員は失職
- ・合併後50日以内に新市の法定数の2倍以内で定めた定数に基づき議会の設置選挙を行う
- ・設置選挙により選出される議員の任期相当期間(4年間まで)



(3) [在任特例(法第7条1項)]を選択する場合

- ・合併後2年以内の範囲で合併関係市町村が協議によって定める期間は、旧市町村の全議員が在任する。



<表>市町村議会議員の定数の上限(地方自治法第91条)

人口	議員数
5万人未満	26人以内
5万~10万人未満	30人以内
10万~20万人未満	34人以内
20万~30万人未満	38人以内

<対照表>

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条(定数に関する特例)	合併特例法第7条(在任に関する特例)
合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間 (合併特例法第7条第1項第1号)
定数	<p>地方自治法(抜粋) (市町村議会の議員の定数) 第91条 市町村の議会の議員の定数は条例で定める。</p> <p>2 市町村の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(6) 人口5万以上10万未満の市 30人 1号～5号、7号～11号省略 3項～10項省略</p> <p>関係市町村人口合計 89,795人(H12国勢調査)</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (議会の議員の定数に関する特例) 第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2項～8項省略</p> <p>地方自治法第91条第2項第6号の定数 30人 定数に関する特例 30人×2倍=60人以内 関係市町村人口合計 89,795人(H12国勢調査)</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (議会の議員の在任に関する特例) 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。(以下省略) (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2号省略 2項～4項省略</p> <p>現関係市町村議員総数 96人 (H16.10.8以降 94人)</p>
選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
選挙区	<p>公職選挙法(抜粋) (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 第15条 1項～5項省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。(以下省略) 7項～9項省略</p> <p>公職選挙法施行令(抜粋) (人口に比例しない議員の定数) 第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>	<p>公職選挙法(抜粋) (地方公共団体の議会の議員の選挙区) 第15条 1項～5項省略 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。(以下省略) 7項～9項省略</p> <p>公職選挙法施行令(抜粋) (人口に比例しない議員の定数) 第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>	

3 市町村の議員報酬の現況

渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
現在の議員数 22人	現在の議員数 14人	現在の議員数 10人	現在の議員数 18人	現在の議員数 16人	現在の議員数 16人
報酬額 議長 435,000円 副議長 390,000円 常任・議運委員長 365,000円 議員 360,000円	報酬額 議長 242,000円 副議長 192,500円 常任・議運委員長 182,000円 議員 175,000円	報酬額 議長 217,000円 副議長 155,000円 常任・議運委員長 143,000円 議員 139,000円	報酬額 議長 276,000円 副議長 210,000円 常任・議運委員長 195,000円 議員 188,000円	報酬額 議長 298,000円 副議長 245,000円 常任・議運委員長 235,000円 議員 222,000円	報酬額 議長 298,000円 副議長 245,000円 常任・議運委員長 236,000円 議員 222,000円
報酬年額 139,560,638円	報酬年額 44,331,536円	報酬年額 25,951,860円	報酬年額 61,097,895円 (H16.10.8以降) 54,575,235円	報酬年額 64,237,793円	報酬年額 64,307,183円

報酬年額 = 議員の報酬月額 × 12ヶ月 × 定数 + 報酬月額 × 4.65ヶ月(賞与) × 1.15 × 定数
6市町村合計額 399,486,904円 [(H16.10.8以降) 6市町村合計額 392,964,244円]

4 合併後の報酬

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条(定数に関する特例)	合併特例法第7条(在任に関する特例)
定数	・市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項) (人口5万以上10万未満の市 30人)	・設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 (合併特例法第6条第1項) (2倍を超えない範囲 30人 × 2 = 60人以内)	・地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたときは、又は議員が全ていなくなったときは、これに応じて、その定数は91条の規定に至るまで減少する。 (合併特例法第7条第1項) (現関係市町村議員総数 94人)
1番高い報酬に合わせた場合	議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 24人 合計 189,521,438円	議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 54人 合計 376,874,438円	議長 435,000円 1人 副議長 390,000円 1人 常任・議運委員長 365,000円 4人 議員 360,000円 88人 合計 589,207,838円
1番低い報酬に合わせた場合	議長 217,000円 1人 副議長 155,000円 1人 常任・議運委員長 143,000円 4人 議員 139,000円 24人 合計 74,247,300円	議長 217,000円 1人 副議長 155,000円 1人 常任・議運委員長 143,000円 4人 議員 139,000円 54人 合計 146,586,375円	議長 217,000円 1人 副議長 155,000円 1人 常任・議運委員長 143,000円 4人 議員 139,000円 88人 合計 228,570,660円
現在の報酬額との比較の場合	189,521,438円-392,964,244円 = 203,442,806円	376,874,438円-392,964,244円 = 16,089,806円	589,207,838円-392,964,244円 = 196,243,594円
の場合	74,247,300円-392,964,244円 = 318,716,944円	146,586,375円-392,964,244円 = 246,377,869円	228,570,660円-392,964,244円 = 164,393,584円
期間	合併後の設置選挙から	合併後の設置選挙から4年間	合併後2年以内

5 先進市事例

区分	西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ぬ き 市
合併の期日	平成13年1月21日	平成13年5月1日	平成14年4月1日
合併の方式	新設	新設	新設
関係市町村	田無市 議員数 24人 保谷市 議員数 22人 合 計 46人	浦和市 議員数 40人 大富市 議員数 37人 与野市 議員数 25人 合 計 102人	津田町 議員数 12人 大川町 議員数 12人 志度町 議員数 18人 蒜川町 議員数 12人 長尾町 議員数 12人 合 計 66人
適用特例	在任特例	在任特例	在任特例
適用期間	合併後2年	合併後2年	合併後1年2ヶ月

区分	郡 上 市	東 か が わ 市	山 県 市
合併の期日	平成16年3月1日(予定)	平成15年4月1日	平成15年4月1日
合併の方式	新設	新設	新設
関係市町村	八幡町 議員数 18人 大和町 議員数 14人 白鳥町 議員数 16人 高鷲村 議員数 10人 美並村 議員数 12人 明宝村 議員数 10人 和良村 議員数 10人 合 計 90人	引田町 議員数 14人 白鳥町 議員数 14人 大内町 議員数 16人 合 計 44人	高富町 議員数 16人 伊自良村 議員数 12人 美山町 議員数 14人 合 計 42人
適用特例	定数特例	在任特例	在任特例
適用期間	新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、新市の議会の議員の定数は30人とする。 選挙区については、旧町村の区域をもって選挙区とする。 なお、将来における議会の議員の定数及び選挙区をもつけることについては、新市において調整する。		

（2）次回会議の協議項目について

協議項目10 町名、字名の取扱いに関すること

町、字の区域や名称は、その地域の歴史や伝統・文化に根づいている場合が多く、住民にとって大変愛着が深いものですので、合併後においても従来どおり存続させる場合が多くなっています。

ただし、同一町、字名が存在する場合については、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目14 条例、規則等の取扱いに関すること

新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則等はすべて失効することになるため、条例・規則等の整備の基本方針について協議会で協議することになります。

協議項目16 一部事務組合等の取扱いに関すること

合併が行われた場合は、市町村の法人格が消滅するため、広域消防、医療、交通災害共済事務などの広域行政事務について、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目21 国民健康保険事業の取扱いに関すること

合併関係市町村の間で、国民健康保険制度が異なっている場合は、不均一課税の適用もできますが、当該制度の趣旨からなるべく早く統一していくことが必要なことから、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目22 介護保険事業の取扱いに関すること

合併関係市町村の間で、保険料や納期などについて調整が必要なことから、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目23 消防団の取扱いに関すること

災害等への的確な対応のために、合併時に統合することが望ましく、組織機構や待遇等の取扱いを協議会で協議することになります。

(3) 次回会議日程について

日 時 平成 16 年 2 月 24 日 (火) 午後 2 時 ~

場 所 渋川市民会館 小ホール